

第13回

第3号被保険者と配偶者の加給年金

本連載では、年金制度の現状、課題と将来像について、制度の理念や根底の考え方に対し戻りつつ、わかりやすく説明し、皆さんと一緒に考えてていきます。今回は、制度が作られた昭和の時代より、家族の形の多様化や女性の就労が進んでいる中で、さまざまな意見がある「第3号被保険者」と「配偶者の加給年金」の制度について論じます。

1 厚生年金から切り出して作られた 第3号被保険者の基礎年金と、厚生年金 保険料の夫婦共同負担の基本認識

厚生年金は、制度創設当初は、世帯単位の給付設計であり、夫の名義の年金で夫婦2人が生活する給付設計でした。厚生年金は厚めの定額部分と報酬比例部分からなり、年金受給者に被扶養配偶者がある場合は、加給年金が加算されました。

1985(昭和60)年の年金改正で、サラリーマン世帯の専業主婦についても、第3号被保険者として国民年金の強制適用対象とし、自分名義の年金権を得られるようになりました。その際、第3号被保険者については、独自の保険料負担を求めず、基礎年金給付に必要な費用は、被用者年金制度全体で負担することとしました。これは、健康保険で被扶養配偶者は、自ら保険料を負担せずに医療保険給付を受けていふると同じです。

この制度改正は、厚生年金の定額部分や報酬

比例部分を減額するとともに、配偶者が65歳以上の場合の加給年金を廃止して、独立した基礎年金給付とすることにより行われました。第3号被保険者制度は、厚生年金制度から切り出されて作られた制度です。

その後、2004(平成16)年改正では、「被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料について、当該被扶養配偶者が共同して負担したものである」という基本的認識が、厚生年金保険法

第78条の13に法律上明記されま

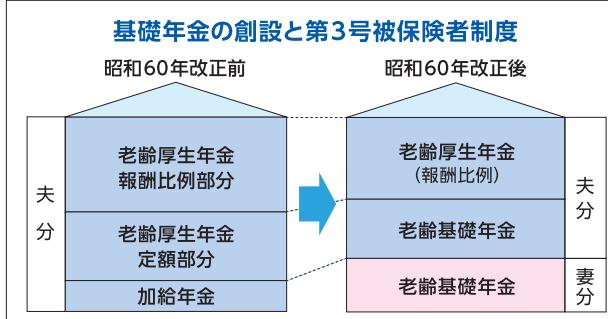
した。このため、

「第3号被保険者は、保険料を負担しないのに

給付があるのは不公平ではないか」という論点

については、すでに法律上明確に

いると言えるで



一方、この賃金40万円を、夫婦2人で20万円ずつ稼いだ場合を見ますと、この場合も、2人分の基礎年金と賃金40万円に応じた厚生年金が、世帯の年金給付です。1人あたりでは、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金となり、片働きの場合と同じです。

また、単身で20万円稼ぐ人の年金は、1人分の基礎年金と賃金20万円に応じた厚生年金であり、これも同じです。

このように、夫婦の片働き世帯、夫婦共働き世帯、単身世帯とも、「1人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも1人あたりの保険料負担も年金額も同じ」になる構造となっています。この観点で見て、公平な制度です。

3 第3号被保険者制度は、 被用者保険の適用拡大で縮小していく

第3号被保険者制度には、「短時間労働者が第3号被保険者に留まろうとして就業調整を生じさせる」という問題があります。これについては、週20時間未満・月8・8万円未満の短時間労働者に被用者保険を適用拡大すれば、手取り収入の段差がなくなるので、就業調整は解消します。

例えば、夫婦のうち1人が賃金40万円で働く

「この制度が公平なのか」という論点について



たか はし とし ゆき
高橋 俊之

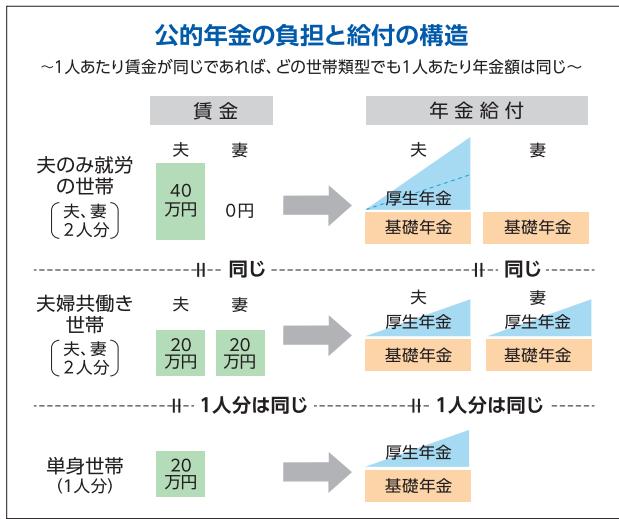
日本総合研究所特任研究員
(前厚生労働省年金局長)

は、公平とは何かの見方の違いです。不公平だとする人は、応益負担や個人単位を基本とする考え方をしています。この制度の意義や役割を評価する人は、応能負担、世帯単位の要素を考慮する考え方をしています。

「一人あたりの賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも一人あたりの保険料負担も年金額も同じ」になる構造であり、この観点で見れば、公平な制度です。家計の単位は世帯ですし、単身世帯と夫婦世帯では必要な生活費が異なることを考慮している現行制度は、社会保障制度の制度設計として、合理的と考えます。

第3号被保険者制度については、さまざま意見があり、社会保障審議会年金部会の有識者の間でも、意見が一致していませんが、短

いは、公平とは何かの見方の違いです。不公平だとする人は、応益負担や個人単位を基本とする考え方をしています。この制度の意義や役割を評価する人は、応能負担、世帯単位の要素を考慮する考え方をしています。



以上ある老齢厚生年金の被保険者は、厚生年金の受給権が発生した時に生計を維持している配偶者がいる場合に、配偶者が65歳となるまでの間、加給年金を加算(特別度する仕組みです。

老齢厚生年金の配偶者の加給年金	
夫65歳到達	妻65歳到達
老齢厚生年金 (240月以上)	老齢厚生年金 (240月以上)
夫分 老齢基礎年金	老齢基礎年金
加給年金 (夫と妻が逆も同じ)	妻分 老齢基礎年金

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、老齢厚生年金の受給権が発生した時に生計を維持している配偶者がいる場合に、配偶者が65歳となるまでの間、加給年金を含めると年額約40万円程度する仕組みです。

時間労働者等に対する厚生年金の適用拡大により、第3号被保険者の対象者を縮小していくことについては、意見が一致しています。在しています。本人が病弱であったり、軽度の障害を持ついたり、子育て、介護、失業、学び直し、ボランティア活動などのさまざまな事情で、就労していない人が多数残ります。そのような人にも基礎年金を保障するためには、第3号被保険者制度は、大変有効な制度だと考えます。

残る部分には、多様な属性を持つ人たちが混在しています。本人が病弱であったり、軽度の障害を持ついたり、子育て、介護、失業、学び直し、ボランティア活動などのさまざまな事情で、就労していない人が多数残ります。そのような人にも基礎年金を保障するためには、第3号被保険者制度は、大変有効な制度だと考えます。

昭和29年に加給年金が作られた当時は、夫が家計の主たる担い手の時代で、夫分の年金で、夫婦2人分の老後の所得保障を図る仕組みでした。昭和60年改正による基礎年金創設により、65歳以上の加給年金が妻の老齢基礎年金に移行した際に、配偶者が65歳までの間の加給年金が、現在残っている制度です。その点で、古い時代の制度設計の名残とも言われています。

老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、いくつかの問題が指摘されています。^①女性の就労が進展し、65歳までの就労が一般化する中で、必要性が低下してきている、^②被扶養配偶者が年下の場合のみ受給できる、夫・妻の年齢差が大きくなりほど累積受給額が多くなるなど、年齢に基づく不公平感がある、^③繰下げ待機期間中は加算されないことから、繰下げ受給の選択を歪めるおそれがある、といった指摘です。

このため、社会保障審議会年金部会でも、廃止すべきという意見が多く、委員から出されており、私もそのように考えます。

4 配偶者の加給年金は、基礎年金ができる前の制度が一部残っているもの

厚生年金の受給権者であることが要件です。加算対象の配偶者が、厚生年金の被保険者期間20年以上の老齢厚生年金を受給することができる場合は、支給停止されます。また、老齢厚生年金の繰下げ待機中は支給されず、繰下げ増額の対象となりません。

昭和29年に加給年金が作られた当時は、夫が家計の主たる担い手の時代で、夫分の年金で、夫婦2人分の老後の所得保障を図る仕組みでした。昭和60年改正による基礎年金創設により、65歳以上の加給年金が妻の老齢基礎年金に移行した際に、配偶者が65歳までの間の加給年金が、現在残っている制度です。その点で、古い時代の制度設計の名残とも言われています。

5 老齢厚生年金の配偶者の加給年金は、廃止すべきという意見がある

【この記事の詳しい説明は、筆者の日本総合研究所の研究員紹介のページに掲載しています。「日本総合研究所 高橋俊之」でwebを検索してください。】